

第3次生駒市環境基本計画改定支援業務委託に係る公募型プロポーザル質問回答書

回答年月日 令和6年6月17日		回答課名 SDGs 推進課	
No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 6.企画提案書の作成要領 (2)企画提案書の策定にあたって	企画提案書について、図表等を効果的に活用するため、PowerPoint 等にてスライド形式で作成し、提出してもよろしいでしょうか？	実施要領「6.企画提案書の作成要領」に沿うものであれば、形式は問いません。
2	仕様書 5 業務内容 (1)計画案の作成 ②成果・課題の整理	市民等の意見を聴取する手法としてアンケートを想定していますが、対象となる市民・事業者に関するデータ(名簿)は市から提供いただけますか？	必要に応じて提供させていただく予定です。
3	仕様書 5 業務内容 (4)打合わせ協議・資料作成	本業務において相当数の打ち合わせが必要と認識しているが ZOOM 等 web ミーティングアプリを使用してオンラインでの打ち合わせを行うことは可能でしょうか？	担当者間の打合せをオンラインで行うことは可能ですが、生駒市環境審議会に関する業務(仕様書「5業務内容 (2)生駒市環境審議会の運営支援」を参照)については、可能な限り対面で業務を実施いただくことを想定しています。
4	業務内容 (1)計画案の作成 ②成果・課題の整理について	仕様書には「市民等の意見等を踏まえ」とだけあり、本業務で市民等の意見を聴取するよう定められていませんが、実施要領「8. 審査基準及び配点」では計画策定の評価基準として「②成果・課題の整理」に関し、「市民等の意見を聴取する手法が示されているか」が記載されています。これは市民等の意見の聴取が本業務の内容に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、市民等の意見の聴取は本業務の内容に含まれます。

5	<p>業務内容 (1)計画案の作成 ②成果・課題の整理 について</p>	<p>上記 No. 4 に関し、市民等の意見の聴取が本業務の内容に含まれる場合、市民や市内の事業者を対象としたアンケート調査なども想定されます。仮に対象が多数となるアンケート調査を実施する場合、その費用（送付資料の印刷費、資料の往復郵送費）についても協議や各種打合せに要する経費と同様に受託者の負担とされるものでしょうか。</p>	<p>市民等の意見の聴取の実施にかかる費用は、本業務の委託料に含まれます。</p>
6	<p>業務内容 (1)計画案の作成 について</p>	<p>既存の第3次生駒市環境基本計画の計画本編、資料編、概要版及び掲載されている図表等のもととなっている数値データ等について、業務開始以降に編集可能なデータ形式（Microsoft Word, Excel 等）で貸与いただけますでしょうか。</p>	<p>必要に応じて提供させていただく予定です。</p>